

## 別冊 指定地域密着型サービス事業者の指定について

- 1 事業主体
- ・法人名称 株式会社遊里  
(登記事項については確認済)
  - ・法人所在地 茨木市中穂積三丁目7番17号
  - ・代表者職氏名 代表取締役 元木 祐紀
- 2 サービスの種類 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- 3 事業所の名称 一花
- 4 事業所の所在地 茨木市下穂積三丁目10番11号の2  
西圏域
- 5 事業開始年月日 平成31年5月1日
- 6 利用者数 利用定員(1日) 12人
- 7 構造及び面積 木造スレート葺平屋建て
- ・事業に供する床面積 80.13㎡
  - ・食堂及び機能訓練室の合計面積 37.82㎡  
(基準上必要な面積 3㎡×利用定員)
- 8 従業者
- 管理者 1人
  - 生活相談員 2人(常勤兼務2人)
  - 介護職員 4人(常勤専従1人、常勤兼務1人、非常勤専従2人)
  - 機能訓練指導員 3人(非常勤兼務3人)
  - 看護職員 3人(非常勤兼務3人)
- 9 事業運営規程 別紙のとおり
- 10 食費 食事代(おやつ代含む) 500円
- 11 事業者の経歴 平成30年12月に設立された法人。今回の指定申請により、認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護を一体的に運営する予定。

## 参考 認知症対応型通所介護設備基準

- ・食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等を備えなければならない。
- ・食堂及び機能訓練室：合計した面積が3㎡×利用定員以上

指定地域密着型サービスの指定について

(認知症対応型通所介護事業者の指定申請書)

名称		一花		
		認知症対応型通所介護人員・設備・運営基準	可否	
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護状態となっても、その認知症である利用者の居宅において自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持、向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。</li> <li>〈単独型〉：特養等に併設されていない場合</li> <li>〈併設型〉：特養等に併設されている場合 (単独型、併設型の利用定員は12人以下)</li> <li>〈共用型〉：指定居宅サービス事業等について3年以上の経験を有する事業者が、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定地域密着型特定施設の食堂又は共同生活室においてこれら事業所又は施設の利用者とともに行う場合(利用定員は3人)</li> </ul>	○	
人員基準	管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所ごとに専ら職務に従事する常勤の管理者を配置</li> <li>※事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務との従事、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが可</li> <li>適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、かつ、厚生労働大臣が定める研修を終了しているもの</li> </ul>	○ ○	
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈単独型及び併設型〉</li> <li>生活相談員：サービス提供時間内に勤務する時間数の合計(勤務延時間数)を提供時間数で除して得た数が1以上</li> <li>看護職員又は介護職員：単位ごとに専らサービスの提供に当たる職員が1以上及び提供時間数に応じて1以上</li> <li>機能訓練指導員：1以上</li> <li>※日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有するもの。当該事業所の他の職務に従事することが可</li> <li>※生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤</li> <li>〈共用型〉従業者：利用者と本体施設の入所者等の数を合計した数について、本体施設に係る基準に規定する従業者の員数を満たすために必要な数(概ね3対1以上の人員配置)</li> </ul>	○ ○ ○ ○ -	
		共通基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</li> <li>※訪問系サービス以外の全てのサービスが対象</li> </ul>	○
		個別基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈単独型及び併設型〉</li> <li>食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室を有するほか、サービス提供に必要な設備及び備品を設けること。</li> <li>設備は専ら事業の用に供するものでなければならない。但し、サービス提供に支障がない場合は、併設する指定地域密着型介護予防サービス事業所との設備の共用を認める。</li> <li>※食堂及び機能訓練室はそれぞれ必要な広さを有するものとし、その合計面積は利用定員×3㎡以上とする。</li> <li>※食事の提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては同一の場所で可</li> </ul>	○ ○
			運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。</li> </ul>

注：○は申請内容が指定基準をクリアーしていることを示す。

## 一花

# 指定認知症対応型通所介護事業 [指定介護予防認知症対応型通所介護事業] 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この運営規程は、株式会社 遊里が設置する 一花（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型通所介護 [指定介護予防認知症対応型通所介護] 事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び生活相談員、介護職員が、認知症の症状を伴う要介護 [要支援] 状態の利用者に対して、適切な指定認知症対応型通所介護 [指定介護予防認知症対応型通所介護] を提供することを目的とします。

### (指定認知症対応型通所介護運営の方針)

- 第2条 本事業所が実施する事業は、認知症を伴い要介護状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。
  - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
  - 4 事業の実施に当たっては、茨木市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとします。
  - 5 指定認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。
  - 6 前各項のほか、「茨木市指定地域密着型サービス及び茨木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月10日茨木市条例第46号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

### (指定介護予防認知症対応型通所介護運営の方針)

第3条 本事業所が実施する事業は、認知症の症状を伴い要支援状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感

- の解消及び心身の維持及び向上並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。
- 2 利用者の要支援状態の軽減若しくは要支援状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。
  - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
  - 4 事業の実施に当たっては、茨木市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとします。
  - 5 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者へ情報の提供を行います。
  - 6 前各項のほか、「茨木市指定地域密着型サービス及び茨木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 10 日茨木市条例第 46 号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

（事業所の名称等）

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名 称 一花
- (2) 所在地 茨木市下穂積三丁目 10 番 11 号の 2

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 5 条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1 名（常勤職員、生活相談員と兼務）

管理者は、職員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行います。

- (2) 生活相談員 2 名（常勤 2 名うち 1 名管理者と兼務、うち 1 名介護職員と兼務）

生活相談員は、利用者又はその家族の必要な相談に応じるとともに、必要な助言や援助等を行う。また、新規利用の調整や日程などのサービスの調整を行います。

- (3) 看護職員 非常勤 3 名（うち 3 名機能訓練指導員と兼務）

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行います。

- (4) 機能訓練指導員 非常勤 3 名（うち 3 名看護職員と兼務）

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、助言を行います。

- (5) 介護職員 4 名（常勤 2 名うち 1 名生活相談員と兼務、非常勤 2 名）

介護職員は、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所〕計画に基づき利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとします。ただし、12月30日から1月3日まででは休業とします。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとします。
- (4) 延長サービス時間 午後5時から午後8時まで

(事業の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日12名とします。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとします。

- ① 相談、援助等
- ② 介護サービス (移動、排せつの介助、見守り等)
- ③ 健康チェック
- ④ 機能訓練
- ⑤ 入浴サービス
- ⑥ 食事サービス
- ⑦ 送迎サービス
- ⑧ 延長サービス

(居宅サービス利用料等)

第9条 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)(以下「厚生労働大臣が定める基準」という。)によるものとし、当該型指定認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、本人負担分の額の支払いを受けものとします。

指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)(以下「厚生労働大臣が定める基準」という。)によるものとし、当該型指定介護予防認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、本人負担

分の額の支払いを受けるものとします。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とによるものとします。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとします。
  - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用については実費を徴収します。
    - ①事業所から片道5km未満 500円
    - ②事業所から片道5km以上 1000円
  - (2) 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に係る地域密着型介護サービス〔地域密着型介護予防サービス〕費用基準額を超える費用については実費を徴収します。
  - (3) 食事の提供に要する費用 500円（おやつ代を含む）
  - (4) おむつ代 実費（現物を返却）
  - (5) 教養娯楽費 実費（活動に参加され、その際に係る費用）
- 4 前項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付します。
- 5 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとします。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、茨木市とします。

（衛生管理等）

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとします。

- 2 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとします。

す。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとします。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者及びその家族は指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意します。

(緊急時等における対応方法)

第13条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。

(事故発生時の対応及び賠償責任)

第14条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、茨木市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

- 2 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、天災地変等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって賠償責任を行います。ただし、当該事故発生につき、利用者の側に重過失がある場合は、その限りではありません。事業は万一の事故に備えて、保険会社の賠償責任保険に加入しております。

(非常災害対策)

第15条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備等の対策に万全を期すとともに、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

(苦情処理)

第16条 事業のサービス提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとします。

- 2 本事業所は、提供した事業に関し、介護保険法の規定により茨木市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は茨木市からの質問若しくは照会に応じ、及び茨木市が行う調査に協力するとともに、茨木市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

- 3 本事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(運営推進会議)

第17条 事業所の行う指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置します。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成するものとします。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね6月に1回以上とします。
- 4 運営推進会議は地域密着型通所介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とします。

(虐待防止に関する事項)

第18条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 本事業所は、サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを茨木市に通報します。

(個人情報の保護)

第19条 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。

- 2 本事業所が得た利用者の個人情報については、本事業所での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は、その代理人の了解を得るものとします。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。

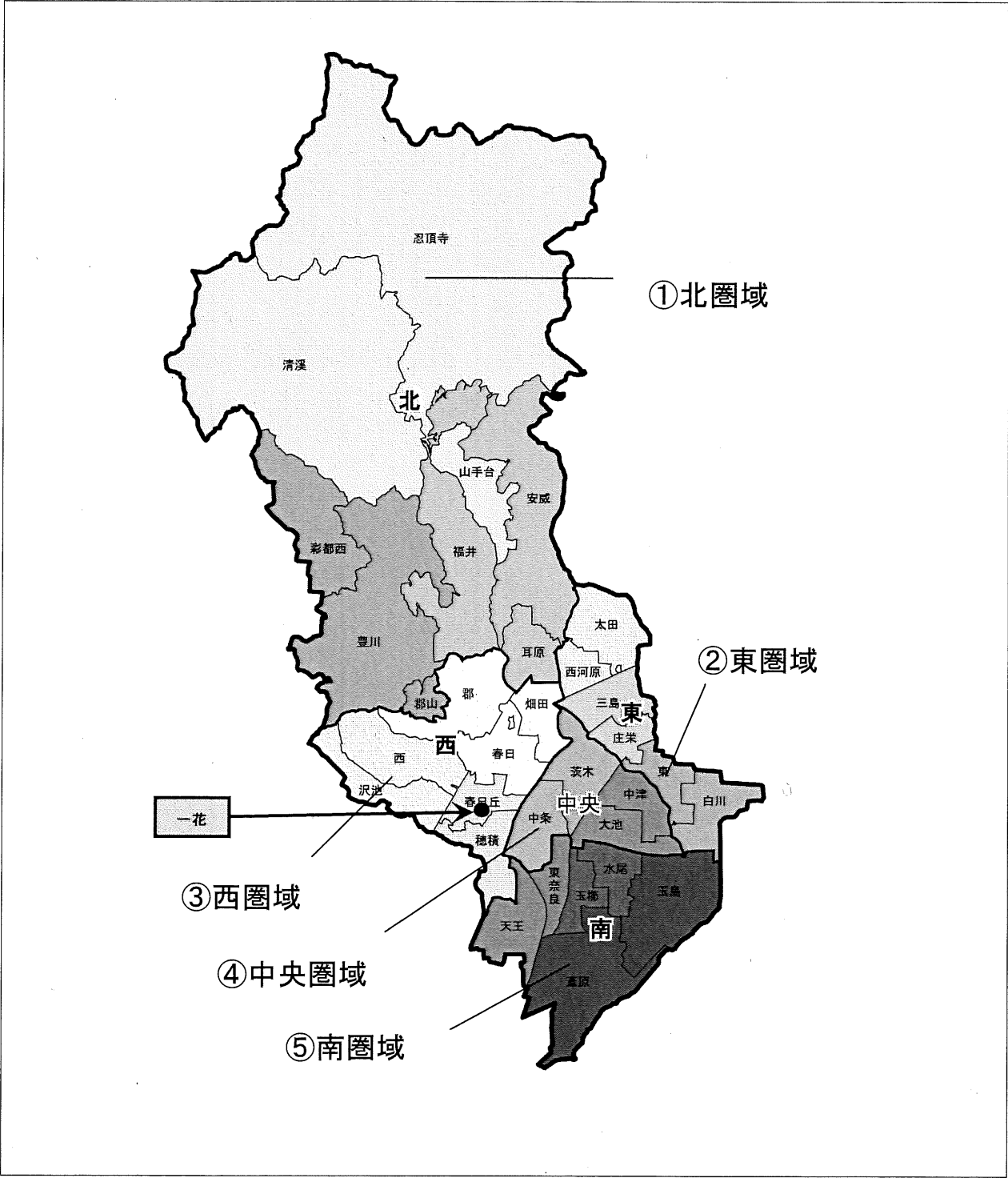


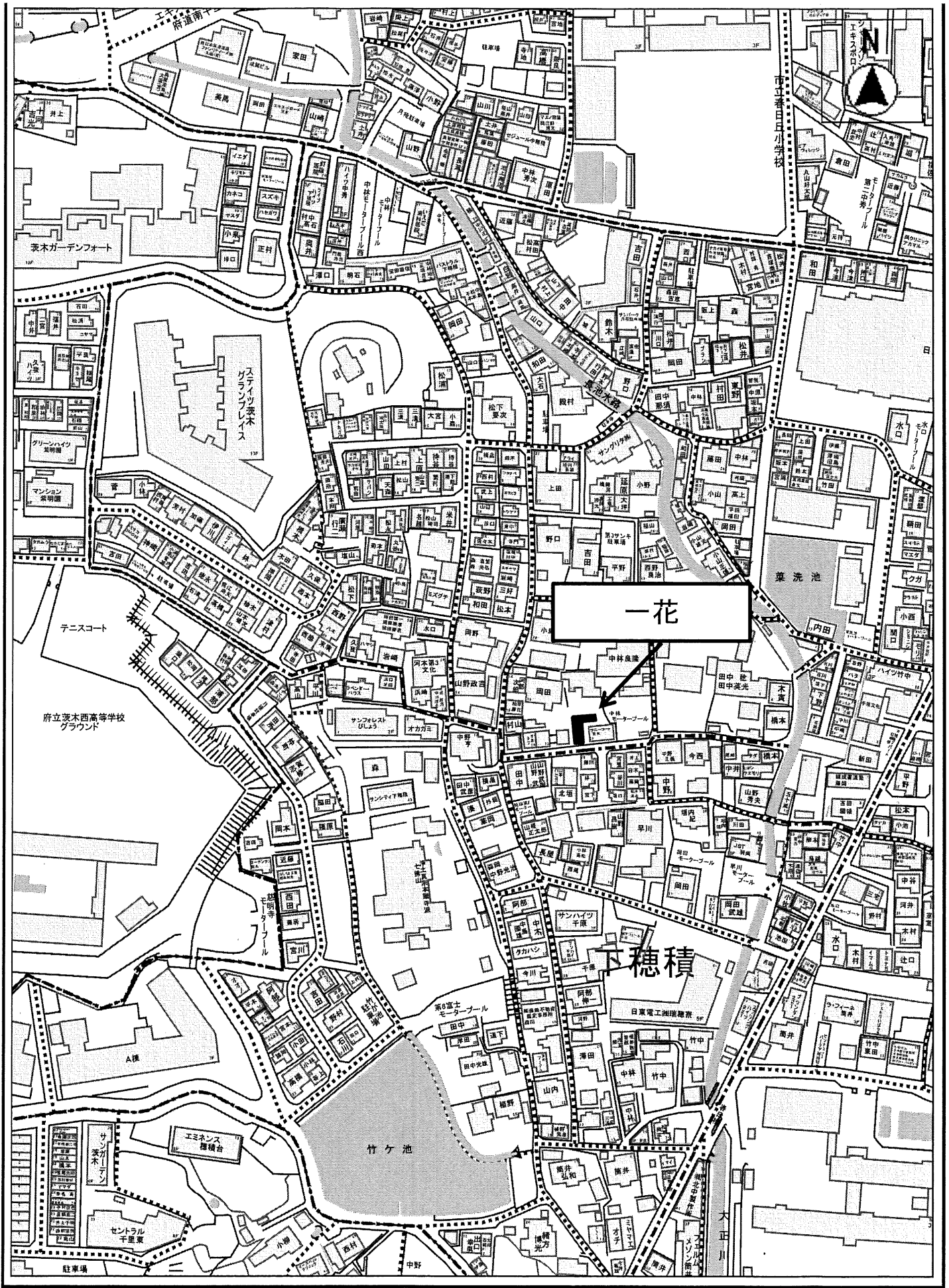
- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
  - (2) 継続研修 年11回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
  - 4 本事業所は、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとします。
  - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社遊里と事業所の管理者との協議に基づいて決定します。

#### 附 則

この規程は、平成31年5月1日から施行します。

日常生活圏域





一花

下穂積

竹ヶ池